

埼玉県SDGsパートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsの取組を実施し、及び公表する県内企業等を埼玉県SDGsパートナーとして県が登録し、当該県内企業等が行う活動とSDGsとの関連性を明確にすることにより、県内企業等におけるSDGs達成に向けた具体的な取組を促進し、企業等の価値向上及び競争力の強化を図るとともに、当該県内企業等のSDGsに係る取組で埼玉版SDGsを埼玉県(以下「県」という。)と共に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等 埼玉県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、特定非営利活動法人、大学その他の団体又は個人事業主をいう。ただし、国、地方公共団体は除く。
- (2) 登録企業等 第5条第1項の規定により埼玉県SDGsパートナーとして県に登録された企業等をいう。

(登録)

第3条 県内企業等であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものは、埼玉県SDGsパートナーの登録の申請をすることができる。

- (1) 環境、社会及び経済の3つの分野において、それぞれSDGsに係る取組及び指標が設定されていること。
 - (2) SDGs 達成に向け、実施し、又は実施する予定である取組の内容が具体的かつ明確であること。
- 2 前項の登録は、3年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の場合において、登録が更新されたときは、その登録の有効期間は、従前の登録期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録(同条第2項の更新を含む。)の申請は、様式第1号の埼玉県SDGsパートナー登録(更新)申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 様式第2号のSDGs達成に向けた宣言書
- (2) 様式第3号のSDGs達成に向けた県内企業等の基本的取組事項
- (3) その他埼玉県知事(以下「知事」という。)が必要と認める書類

2 前項の場合において、前条第2項の登録の更新を受けようとする登録企業等は、別に指定する期日までに知事に同項の申請を提出しなければならない。

(登録の実施)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が、第3条第1項各号の全てに該当すると認めるときは、速やかに、当該申請をした県内企業等を埼玉県SDGsパートナーとして登録し、当該県内企業等に埼玉県SDGsパートナー登録証を交付するものとする。

2 知事は、前項の登録をしたときは、登録企業等の名称及び取組内容を県ホームページ

等において公表するものとする。

3 登録企業等は、本条第1項の登録をされたときは、自社ホームページ等において取組内容を公表するものとする。

(ロゴマークの使用)

第6条 登録企業等は、登録期間中に「埼玉県SDGsパートナー」の呼称及び県が定めるロゴマークを使用することができる。

2 登録企業等が前項に規定するロゴマークを使用する場合は、県が別に定めるロゴマーク使用規程を遵守するものとする。

(取組進捗状況の報告)

第7条 登録企業等は、登録の日から1年が経過するごとに、その間の取組進捗状況を、様式第4号のSDGs達成に向けた取組進捗状況報告書により、速やかに、知事に報告するものとする。

(変更の届出)

第8条 登録企業等は、第4条の規定により申請した事項に変更があったときは、速やかに、様式第5号の埼玉県SDGsパートナー登録内容変更届を知事に提出しなければならない。

(登録の取下げ)

第9条 登録企業等は、登録の取下げをしようとするときは、様式第6号の埼玉県SDGsパートナー登録取下げ願を知事に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 知事は、登録企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1)過去3年以内に重大な法令違反があることが判明した場合

(2)国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの

(3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)であることが判明した場合

(4)暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものであることが判明した場合

(5)虚偽又は不正の事実に基づいて登録又はその更新を受けた場合

(6)第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなった場合

(7)正当な理由がなく第7条の規定による報告をしない場合

(8)第9条の規定により登録の取下げ願いが提出された場合

(9)企業等としての活動実態がないと判断される場合

(10)登録企業等との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡がとれなくなり、1年を越えた場合

(11)その他知事が登録の取消をすることが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された県内企業等は、埼玉県SDGsパートナー登録

証を使用することができない。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、埼玉県企画財政部計画調整課において所掌する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、埼玉県SDGsパートナー登録制度の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

2 令和3年3月31日までに埼玉県SDGsパートナーとして登録する際の登録期間の満了の日は、令和6年3月30日とする。

附 則

この改正は、令和3年9月1日から施行する。